

富雄第三幼稚園の民間移管に向けた三者協議会開催報告

令和3年9月28日
奈良市子ども政策課
奈良市立富雄第三幼稚園
社会福祉法人楽慈会

令和3年8月25日 第2回開催内容

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
この度、富雄第三幼稚園の民間移管に向けて、富雄第三幼稚園育友会、移管先法人である社会福祉法人楽慈会、奈良市において、第2回目となる三者協議会を令和3年8月25日に開催しましたので両園保護者の皆様に報告いたします。

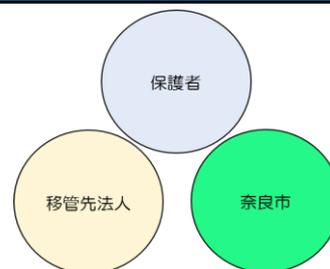
今後も民間移管に向けて三者協議会を開催し、その都度、保護者の皆様には開催報告の配布等により情報提供させていただきます。

1 三者協議会について

◆ 三者協議会とは・・・

民間移管に向けて、実費徴収金額等の移管後の園運営に関する諸事項について、在園児保護者代表・移管先法人・奈良市の三者から構成される三者協議会での協議を通して合意形成を図っていく取組となります。

また、移管後については、三者での協議が必要な事項が発生した場合に三者の内いずれかの申出があれば開催できることとしています。



2 第2回 三者協議会の開催内容について

第2回目の三者協議会では、令和2年度の協議及び前回までの協議内容を踏まえて、移管先法人である社会福祉法人楽慈会より、主に1号認定子どもに関し令和4年4月からの公私連携幼保連携型認定こども園の運営内容について再提案がありました。さらに保護者代表者から提案内容に対する意見・質問等をいただき、一部の内容については法人で持ち帰り検討することになりました。※協議時点で資料が手元にない等により回答できなかった項目等については、本開催報告書にて事後的に補足説明等をおこなっています。

協議内容について

当日の質疑応答等において、曖昧さ回避のため次の言葉は以下の定義で使用します。

- ※ 令和3年度富雄第三幼稚園に在園している4歳児で令和4年4月から楽慈会が運営する公私連携幼保連携型認定こども園の5歳児として通園する子どもを「過渡期の子ども」と表現します。
- ※ 令和4年度から社会福祉法人楽慈会が運営する公私連携幼保連携型認定こども園を「新しいこども園」と表現します。

◆ 前回までの協議事項に関する再提案事項及び検討事項について

1. ICカードについて

- ▶ 過渡期の子どもについてはカード返却時にICカード代2,200円を返金させていただきます。
- ▶ きょうだいが在園している場合は最低1枚分はカードをご用意いただき、カードに登録されていない子どもの登園管理は園に備え付けられたタッチパネル等で行ってください。

2. カラー帽子について

- ▶ 法人としては、保育教育及び管理の観点から子どもたちが同じカラー帽子を使用していることが望ましいと考えますが、過渡期の子どもについては、保護者のお考えを尊重し、令和3年度に富雄第三幼稚園で使用されていたカラー帽子を引き続きご使用いただけることとします。なお、進級に伴うカラー帽子の更新に際しては、微妙な色の違いが発生しないよう当園の指定品を購入いただきますようお願いいたします。（令和4年度5歳児は黄色の予定です）

3. 活動着について

- ▶ 過渡期の子どもであるかどうかに関わらず、行事・式等の際には活動着及びワッペンを着用をお願いいたします。

いします。富雄第三幼稚園の基準服（紺ズボン）については引き続きご使用いただけます。

- ▶ ワッペンは園章の代わりとして、カラー帽子とポロシャツに着用いただきますようお願いいたします。
1枚当たり280円で、少なくともポロシャツ着用分1個、カラー帽子着用分1個として合計2個はご用意いただきますようお願いいたします。

4. セーター等について

- ▶ 園児の体調にあわせて華やかな柄や色のものは避け、紺かグレーか黒色のものを着用してください。

5. 通園カバンについて

- ▶ 過渡期の子どもについては購入する必要はありませんが、令和4年度の3歳児、4歳児は購入をお願いいたします。

6. 長期休業の期間については次のように提案します。

- ▶ 1学期：4/6～7/31（夏季休業は8/1～8/31）
2学期：9/1～12/25（冬季休業は12/26～1/5）
3学期：1/6～3/25（春季休業は3/26～4/5）

7. 給食費について

- ▶ 給食費の考え方としては、年間に係るコストを12等分し月6,500円の徴収としています。
なお、8月分の給食費については過渡期の子どものみ徴収せず、その他の1号認定子どもについては副食費の半額を返金させていただきます。
- ▶ 8月中に一時預かり保育を希望される方に関する給食費の取り扱いは次のとおりとします。
 - ① 過渡期の子どもについては、当日分の給食費として1日当たり400円を徴収します。
 - ② 過渡期の子ども以外で、副食費の半額（1,750円）の返金を受ける子どもについては当日分の給食費として1日当たり400円を徴収します。
 - ③ 8月給食費の一部または全部の返金を受けず、6,500円支払う子どもについては一時預かり保育に係る料金のみのご負担となります。

8. 一時預かり保育に係る料金について

- ▶ 一時預かり保育料は500円とし、別途おやつ代50円を徴収します。

9. その他のことについては、令和2年度協議を踏まえ富雄藍咲学園（公私連携型保育所）での園運営を基本とした内容を提案しています。

◆ 保護者代表者の意見等を受け、再検討する項目

1. 園児募集開始までに、三者協議会で合意形成に至らなかった場合の対応について
2. こども園移行後に徴収する可能性がある実費徴収について
3. 5歳児の取り扱いについて、過渡期と同じように扱うか
4. 名札とワッペンを統合できないか
5. 長期休業期間について
6. 夏休み中のきょうだいを連れた登園についての車通園等の配慮について
7. バス通園利用者はICカードが必要か

◆ 保護者より、現行提案内容について主な質問等

<令和4年4月入園児（1号認定）募集に関することについて>

Q 1 令和4年4月入園児の一斉募集（1号認定）の時期が近づいていますが、第3回目の三者協議会でも三者の合意形成に至らなかった場合、どのようになりますか。

- ▶ 園児募集までに結論を出すことが理想ですが、一部の内容を仮のもの（提案中）として募集することはやむをえないと考えており、その場合は当該保護者に対し法人側で状況を説明する必要があると考えています。また、現在は園児募集までに合意形成できない前提で協議をしているわけではないので、第3回三者協議会で合意形成に至らなかった場合の具体的な対応は検討のうえ次回お知らせします。（奈良市より回答）

Q 2 令和4年4月入園児の一斉募集（1号認定）の入園願書はどこで配布されますか。

- 富雄藍咲学園（旧富雄保育園）にて配布予定です。（楽慈会より回答）

<実費徴収に関することについて>

Q 3 給食費について、市立こども園における1号認定の給食費は日額200円ですので月20日の喫食と仮定すると、市立こども園では月額4,000円、法人提案では6,500円と料金に差があります。法人提案によると過渡期の子どもに限って8月分の給食費については徴収はありませんが、それ以外の子どもは法人返金規定に沿った対応となり市立こども園との金額に差があることから公私連携として不適切と考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

- 食材調達時におけるスケールメリットや、市立園では実現できないサービスアップなどの差もありますので、一概に金額のみでの単純比較はできないと考えています。また、国が基準として示している金額が月額7,500円であることを考慮すると、法人の提案する給食費の月額6,500円が不当に高額であるとは考えていません。（奈良市より回答）
- 当法人は幼保施設以外にも多くの施設を運営しており、食材の調達に当たっては極力コストを抑えるよう努力していると考えています。国が基準として示している月額7,500円を上限に徴収する予定でしたが、2号認定子どもと違い、おやつを食べないということも踏まえ1号認定子どもは月額6,500円で提案しています。当法人の提案は様々な点で市立よりサービスアップしており、さらに富雄第三幼稚園で徴収している教育時間内のおやつ代400円も給食費で賄うことにしています。本来なら月額6,500円では提供できないサービスを提案していると思いますので、市立と比較して金額が上がってしまうのは申し訳ありませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。（楽慈会より回答）

Q 4 活動着から私服に着替える場合、私服にもワッペンを着用する必要がありますか。

- 着替えにワッペンを着用していただく必要はありません。また、ワッペンはアイロンで活動着につけることができますが、それ以外にも縫い付けたり、ボタンでとめたりと様々な方法により着用していただくことが可能です。（楽慈会より回答）

Q 5 名札とワッペンの使い分けについて教えてください。ワッペンはなぜ必要なのでしょう。また、名札に園章を入れることはできないのでしょうか。

- 法人としては制服を導入できればと考えていましたが、保護者の皆様への経済的な負担を考慮し、活動着等に着用するための園章として運用することを想定しワッペンを導入提案させていただきました。公私連携としてコストを抑えるように提案したつもりでしたが、検討させていただきます。（楽慈会より回答）

Q 6 ICカードより指紋や静脈認証などの方が良いのではないのでしょうか。ICカードの費用と他のセキュリティ機能のコストを比較した場合、保護者の負担はなくなるし、保護者負担を含めたセキュリティに係るトータルコストは安くなるのではないのでしょうか。また、物理カードをつかわないため管理コストも法人提案より少なく済むと思います。

- 持ち帰って法人内部で検討させていただきます。（楽慈会より回答）

Q 7 こども園移行後はバス通園ができるのでしょうか。

- 需要に応じてではありますがバス通園を実施できればと考えています。今のところ、富雄藍咲学園（旧富雄保育園）にはコースや時間帯が合えばバス通園を利用したい方がおられますので、今後検討を重ねていきたいと考えています。ただし、今後の検討内容によって実施の可否が決まりますのでその点についてはご承知おきくださいますようお願いいたします。（楽慈会より回答）

Q 8 常にバス通園を利用する際には保護者がICカードで打刻・開錠をすることは無いように思いますが、その場合もICカードの購入は必要ですか。

- 検討し改めて回答させていただきます。（楽慈会より回答）

Q 9 過渡期の子どもへの措置は1年間しか在園しないことが理由でしょうか。また5歳児で他園から転入された方も同じように扱われるのでしょうか。

- 奈良市から移管先法人を募集する際の条件として、過渡期の子どもへの一定の配慮を求めています。その他の子どもは募集条件や運営内容を見てから転入園を決められるため、過渡期の子どもと同等の配慮までは求めていません。（奈良市より回答）
- 法人としては、過渡期の子どもは物品等を購入しても1年間で卒園となることを踏まえて、救済措置を設定しています。ご質問があったような転園者等の5歳児から新たに園で生活をされる園児については対応を検討させていただきます。（楽慈会より回答）

Q 10 園庭開放はありますか。また、園庭開放の場合の降園処理について教えてください。

- 日程等を検討し、園庭開放を実施していきたいと考えています。降園処理については、お迎えの時点で一旦降園処理をしていただき、園庭開放はあくまでも保護者と園児が園庭で遊ぶというものですので、保育に係る料金徴収の対象外と考えています。（楽慈会より回答）

Q 11 園活動の中で、徴収する予定の全ての費用をまとめた資料を配布していただけますか。

- 今の時点で全ての保育内容が決まっているわけではないので、正確な金額までお知らせできないかもしれませんが、必要になりそうな費用も含め挙げさせていただきます。（楽慈会より回答）

<一時預かり保育に関することについて>

Q 12 前回までの協議では、一時預かり保育料は1日当たり500円と伺っていましたが、今回の提案ではおやつ代を含めて550円となっております、値上げされたように思います。（楽慈会より回答）

- 市立こども園における一時預かり保育についてはおやつ代等の実費徴収を含む金額を利用料として表記していますが、当法人提案資料においては、給食費等の実費徴収を含まない保育に係る金額を利用料として表記しておりました。「保育に係る料金+給食費等の実費徴収=1日分の料金」という考え方については奈良市も当法人も変わりませんが、保護者の皆様との間に認識の齟齬がございましたこととお詫びして改めて説明させていただきました。（楽慈会より回答）

Q 13 一時預かりについて教えてください。

- 在園児を対象にした一時預かり保育（幼稚園型）と、在園児以外の子どもも対象にした一時預かり保育（一般型）を併用したいと考えています。（楽慈会より回答）

Q 14 いわゆる新2号認定の一時預かりに関する制度の概要と、保護者の最終負担額について教えてください。

- 施設等利用給付認定（以下、「新2号認定」という。）とは、保育所等と同様に保護者全員が就労・疾病等の『保育の必要性』が奈良市から認定されていることをいいます。新2号認定を受けた方は、利用者負担額（保育料）以外に預かり保育料（幼稚園の一時預かり保育）の利用料も幼児教育・保育の無償化制度により補助を受けることができます。具体的には、預かり保育の利用料が1日あたり、450円（1か月11,300円が上限）まで補助されます。なお、新2号認定を受けるための基準である『保育の必要性』や申請方法については、奈良市役所保育所・幼稚園課へお問い合わせください。（奈良市より回答）

※市立園及び法人提案における保護者の最終負担額については別紙1をご覧ください。

<教育・保育に関することについて>

Q 15 教育時間（9:00～14:00）時間中とそれ以降ではどのような活動をしていますか。

- 教育時間内には子どもの主体性を大切に活動を行います。子どもがこうやりたいと思えるような環境を揃えていき、遊びを通して興味や関心を伸ばしていくことや、遊びを通して学んだり、気づいたりする子どもの姿を保育者が見取って、子どもの次の状況にふさわしい環境を作っていくことを大事にしていきます。また、それ以降の時間帯では、基本的に家庭的な活動を主体として、集団ではなく個人単位の活動を中心とすることを予定しています。（楽慈会より回答）

Q 16 月1回保育参観を実施していただけますか。

- 感染防止の観点からも毎月保育参観を実施することは難しいと考えています。行事については幼稚園と大きく変えないことを予定しており、参観等の行事の際には駐車場の状況や保護者の入室人数を考慮して時間等をずらして開催することを予定しています。法人としては、状況に応じて可能な限り保護者の方に日頃の生活を見てもらえる機会を作りたいと考えていますが、状況に応じて行事に参加される保護者の人数制限を行う場合がありますので、あらかじめご承知おさください。（楽慈会より回答）

Q 17 9:00～14:00が教育時間ということですので、9:00までに登園する必要があるかと思いますが、その場合一時預かり保育を利用したとして扱われるのでしょうか。

- 概ね8:40～9:00頃までを登園時間と位置付けて別途料金がかからないようにしたいと考えています。時間帯としては市立幼稚園と同じくらいの時間帯を考えています。（楽慈会より回答）

Q 18 入園前の段階で富雄第三幼稚園在園児と富雄藍咲学園在園児の交流はありますか。

- 入園前の両園の交流を実施したいと考えていますので、予定が決まりましたら保護者の皆様にお知らせさせていただきます。（楽慈会より回答）

Q 19 1学期が7/31までなのは給食費の返金対策かとも思いますが、小学校と異なる日程にされることで負担が保護者に来るのではと懸念しています。

- 給食は非常に大きな単位で発注をするため、それを1人あたりの話に落とし込むのは非常に難しいことから月額での提案をさせていただいています。7月も2号認定は変わらず通園していますが、1号認定の保育・教育についても手厚く保障していきたいと考えています。また、小学校とのきょうだいを連れて登園される負担を軽減するために駐車場の運用について何らかの対応ができないか検討してまいります。（楽慈会より回答）

Q 20 外部講師を導入されるとのことですが、教育時間中（9:00～14:00）に実施される予定ですか。

- 法人内で雇用している外国語の先生がおり、園運営が落ち着いてから英会話などは2週間～1か月に1回位の頻度で実施したいと考えています。時間帯については14:00以降を想定しています。（楽慈会より回答）

<その他の事項に関することについて>

Q 21 合意形成とは具体的にどのような状況を想定されていますか。

- 保護者代表者・法人・奈良市で概ねの理解が得られている又は合理的な説明がなされているという状況を想定しており、多くの方が納得できないような状態はこれに当たらないと考えています。また、保護者により多様なニーズがあることを踏まえ、最終的には法人提案と保護者総意とのすり合わせになると考えていますが、個々の意見全てに対応することは非常に難しいため、保護者全員の理解や納得までは想定していません。（奈良市より回答）

※回答内容を一部修正しました。

Q 22 富雄藍咲学園に保護者会はありますか。また、保護者会費の徴収はありますか。

- 現在当法人が運営している公私連携型保育所である富雄藍咲学園では保護者組織はありますが、保護者会費の徴収はされておらず、保護者の代表者としての機能のみを担っていただいています。移管前に保護者会費から支出していた運動会のお土産などは、園が教材費から支出するため、保護者会費としては徴収していないと考えています。また、これまで保護者会主導だった夏祭り等の園と保護者会の共催行事についても、令和2年度協議の中でいただいた富雄保育園保護者の意向を踏まえて、移管後は園主導で実施しています。こども園移行後もPTAに加入されるか等については保護者の皆様の意思を尊重したいと考えています。（楽慈会より回答）

Q 23 園舎の完成はいつ頃を予定していますか。また、園舎完成から入園までの間に園内の見学をすることは可能ですか。

- 園舎の完成は令和4年2月末頃を予定しています。今後の工事等の進捗に応じて、可能な限り事前に園内の見学をしていただけるよう調整を進めていきたいと考えています。（楽慈会より回答）



次回協議の詳細な日程については関係者と調整のうえ決定します。

問い合わせ先

富雄保育園・富雄第三幼稚園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 （市役所中央棟3階）
（担当） 小林 ・ 西尾
[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798
[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp
[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]
<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/50142.html>



移管後の園運営に関する問い合わせ先

[移管先法人] 社会福祉法人 楽慈会
（担当） 松本 ・ 奥野
[TEL] 0742-45-9341
[MAIL] tomio-aisaki@rakuji.com